

五 略									
六 略									
七 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 略								
	2 略								
	3 同法第28条の規定による景観行政団体である市町村の長との協議								
八 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)									
	1 略								
	2 略								
	3 同条例第9条の5の規定による公示及び保管物件一覧簿の掲載								総合事務所長
	4 同条例第9条の6の規定による広告物等の価格の評価								総合事務所長
	5 同条例第9条の7の規定による保管した広告物等の売却								総合事務所長
九 略									
十 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1~4 略								
	5 同法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定による土地利用基本計画に係る市町村長への意見聴取及び国土交通大臣への協議								
	6~49 略								
十一 略									
十二 略									
十三 略									
十四 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定								
	2~12 略								
	13 同法第9条第8項(同法第10条第2項及び第30条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定において準用する同法第4項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の								総合事務所長

六 略									
七 略									
八 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 略								
	2 略								
九 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)									
	1 同条例第7条の4第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理								総合事務所長
	2 略								
	3 同条例第9条の2の規定による許可の取消し								総合事務所長
	4 略								
十 略									
十一 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1~4 略								
	5 同法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定による土地利用基本計画の国土交通大臣への協議								
	6~49 略								
十二 略									
十三 略									
十四 略									
十五 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の承認								
	2~12 略								
	13 同法第9条第8項(第10条第2項及び第30条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定において準用する同法第4項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の								総合事務所長

		(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	39	同法第36条第1項の規定による国定公園において国の機関が行う行為に係る協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	40	同法第36条第2項の規定による国定公園の風致又は景観に及ぼす影響等環境省令で定める行為に該当する場合の環境大臣への協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	41 略										
四 自然公園	1及び2 略										
法施行令 (昭和三十二年政令第298号)附則第31項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園に基づく事務	3	同法第26条第1項の規定による国立公園の普連地域内における工作物の新築等の行為の届出の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	4 略										
	5 略										
	6	同法第28条第1項又は第2項の規定による国立公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
五 自然公園	1～12 略										
法施行令に基づく知事の権限に属する事務	13	同令附則第4項の規定による環境大臣への報告 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	14	同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの									総合事務所長
		園において国の機関が行う行為に係る協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	39	同法第36条第2項による国定公園において国の機関が行う行為に係る環境大臣への協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	40	同法第36条第2項の規定による国定公園の風致又は景観に及ぼす影響等環境省令で定める行為に該当する場合の協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	41 略										
四 自然公園	1及び2 略										
法施行令 (昭和三十二年政令第298号)附則第31項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園に基づく事務	3 略										
	4 略										
五 自然公園	1～12 略										
法施行令に基づく知事の権限に属する事務	13	同令附則第4項の規定による環境大臣への報告 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	14	同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの									総合事務所長

	(二) (一)以外のもの									総合事務所長
六及び七 略										
八 都市公園法(昭和三十九年法律第9号)に基づく知事の権限に属する事務										
1~6 略	7 同法第27条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 八の4の許可に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	8 同法第27条第3項の規定による措置の命令に係る相手方を確認できない場合の公告									
	9 同法第28条第2項の規定による損失の補償の協議									
10 略										
九及び十 略										
十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)										
1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の十二及び十三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長
2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの										

	(二) (一)以外のもの									総合事務所長
六及び七 略										
八 都市公園法(昭和三十九年法律第9号)に基づく知事の権限に属する事務										
1~6 略	7 同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 八の4の許可に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
	8 同法第11条第3項の規定による措置の命令に係る相手方を確認できない場合の公告									
	9 同法第12条第2項の規定による損失の補償の協議									
10 略										
九及び十 略										
十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)										
1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の八及び九において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの										総合事務所長
2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの										

	<p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る。)</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>								<p>イ 契約金額の5割以上の増を伴うもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。)</p> <p>ロ イ以外のもの</p>
	<p>3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること(4)のものを除く。</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>								<p>3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること(4)のものを除く。</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>
	<p>4 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること(4)技術提案型の随意契約の場合)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>								<p>4 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること(4)技術提案型の随意契約の場合)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>
	<p>5 土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計</p>								<p>5 土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計</p>

	<p>以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				—	総合事務所長			
3	<p>同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				—	総合事務所長			
4	<p>同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					総合事務所長			総合事務所長
5	<p>同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					総合事務所長			総合事務所長
6	<p>同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					総合事務所長			総合事務所長
	<p>以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				—				総合事務所長
3	<p>同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				—	総合事務所長			総合事務所長
4	<p>同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>					総合事務所長			総合事務所長
5	<p>同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				—	総合事務所長			総合事務所長
6	<p>同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				—	総合事務所長			総合事務所長

<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下公園自然課の項の十二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>— 総合事務所長</p>	<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下公園自然課の項の十二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>
8 略		8 略	
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監理の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下公園自然課の項の十二において同じ。)が2億円以上の請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>— 総合事務所長</p>	<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監理の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下公園自然課の項の十二において同じ。)が2億円以上の請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>
10 略		10 略	
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>総合事務所長</p>	<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>総合事務所長</p>
<p>12 同規則第36条第7項、第37条第5項、第39条第5項、第40条第2項及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円</p>	<p>—</p>	<p>12 同規則第36条第7項、第37条第5項、第39条第5項、第40条第2項及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円</p>	<p>—</p>

	<p>以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>															
13 略		<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>														
15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの																
16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円																

28 略
29 略
30 略
31 略
32 略
33 略
34 略
35 略
36 略
37 略
38 略
39 略
40 同法第28条第9項において準用する第12条第4項の規定による環境大臣への届出
41 略
42 略
43 同法第28条の2第1項の規定による保全事業の実施
44 同法第28条の2第3項の規定による環境大臣との協議
45 同法第28条の2第4項の規定による保全事業の同意
46 同法第28条の2第5項の規定による環境大臣との協議
47 略
48 略
49 略
50 同法第29条第4項において準用する第12条第4項の規定による環境大臣への協議
51 略
52 略
53 略
54 略
55 略
56 略
57 略
58 略
59 略
60 略

24 略
25 略
26 略
27 略
28 略
29 略
30 略
31 略
32 略
33 略
34 略
35 略
36 同法第28条第9項において準用する第12条第3項の規定による環境大臣への届出
37 略
38 略
39 略
40 略
41 略
42 同法第29条第4項において準用する第12条第3項の規定による環境大臣への協議
43 略
44 略
45 略
46 略
47 略
48 略
49 略
50 略
51 略
52 略

61 略									
62 略									
63 同法第35条第1項の規定による特定猟具禁止区域又は特定猟具制限区域の指定									
64 同法第35条第3項の規定による特定猟具を使用した捕獲等の承認									
65 略									
66 略									
67 略									
68 略									
69 同法第37条第2項の規定による危険猟法の恩竟大臣への許可申請									
70 略									
71 略									
72 略									
73 略									
74 略									
75 略									
76 略									
77 略									
78 略									
79 略									
80 略									
81 略									
82 略									
83 略									
84 同法第50条の規定による狩猟者登録の拒否 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの									
85 略									
86 略									
87 略									
88 略									
89 略									
90 同法第55条の規定による狩猟者登録証等の返納 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの									

53 略									
54 略									
55 同法第35条第1項の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の指定									
56 同法第35条第3項の規定による銃猟の承認									
57 略									
58 略									
59 略									
60 略									
61 略									
62 略									
63 略									
64 略									
65 略									
66 略									
67 略									
68 略									
69 略									
70 略									
71 略									
72 略									
73 略									
74 略									
75 同法第50条の規定による狩猟者登録の拒否 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの									
76 略									
77 略									
78 略									
79 略									
80 略									
81 同法第55条の規定による狩猟者登録証等の返納 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの									

<p>する事務 (同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。)に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。)</p>	<p>区域に係るもの (二) 中昭総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西昭総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>												<p>中昭総合事務所長 西昭総合事務所長</p>	<p>する事務 (同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。)に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。)</p>		
	<p>3 同条例第5条第21項及び第31項の規定による県営住宅入居者の選考に係る調査及び市町村長への意見聴取</p>														<p>東昭総合事務所長 中昭総合事務所長 西昭総合事務所長</p>	
	<p>4 同条例第6条及び第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定</p>															<p>東昭総合事務所長 中昭総合事務所長 西昭総合事務所長</p>
	5 略															3 略
	6 略															4 略
	7 略															4の2 略
	8 略															5 略
	9 略															6 略
	10 略															7 略
	11 略															8 略
	<p>12 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知</p>															
	<p>13 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知</p>															

(三) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										西宮総合事務所長
14 同条例第11条の規定による敷金の徴収 (一) 東宮総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中宮総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東宮総合事務所長 中宮総合事務所長 西宮総合事務所長
15 略										
16 略										
17 略										
18 略										
19 略										
20 略										
21 略										
22 同条例第21条の4の規定に基づく住宅のあっせん等 (一) 東宮総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中宮総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東宮総合事務所長 中宮総合事務所長 西宮総合事務所長
23 略										
24 略										
25 同条例第22条の2第4項による県営住宅建替事業の明証請求に係る仮住居の提供 (一) 東宮総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中宮総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東宮総合事務所長 中宮総合事務所長 西宮総合事務所長
26 同条例第22条の2第5項による県営住宅建替事業の明証請求に係る移転料の支払 (一) 東宮総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中宮総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東宮総合事務所長 中宮総合事務所長 西宮総合事務所長
9 略										
10 略										
11 略										
12 略										
13 略										
14 略										
15 略										
16 略										
17 略										

<p>区域に係るもの</p> <p>27 同条例第22条の4による県営住宅建替事業に係る家賃の減額 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																		
<p>29 略</p>																																		
<p>30 略</p>																																		
<p>31 同条例第24条の2の規定による社会福祉法人等による県営住宅の使用許可 (一) 新規の申請に対する許可 (二) 継続の申請に対する許可 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																		
<p>32 同条例第24条の6の規定による使用状態報告の届出 (一) 住宅政策課長が許可を行ったもの (二) 総合事務所長が許可を行ったもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>																																		
<p>20 略</p>																																		
<p>18 略</p>																																		
<p>19 略</p>																																		
<p>20 同条例第24条の2の規定による社会福祉法人等による県営住宅の使用許可</p>																																		

による入居可能日の通知					による入居可能日の通知				
(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの		東部総合事務所 所長			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの				東部総合事務所 所長
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの		中部総合事務所 所長			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの				中部総合事務所 所長
(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの		西部総合事務所 所長			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの				西部総合事務所 所長
(七) 同条例第9条の2の規定による同居の承認					(七) 同条例第9条の2の規定による同居の承認				
(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの		東部総合事務所 所長			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの				東部総合事務所 所長
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの		中部総合事務所 所長			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの				中部総合事務所 所長
(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの		西部総合事務所 所長			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの				西部総合事務所 所長
(八) 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知									
(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの		— 東部総合事務所 所長							
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの		— 中部総合事務所 所長							
(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの		— 西部総合事務所 所長							
(九) 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知									
(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの		— 東部総合事務所 所長							
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの		— 中部総合事務所 所長							
(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの		— 西部総合事務所 所長							
(十) 同条例第11条の規定による敷金の徴収									
(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの		— 東部総合事務所 所長							
(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの		— 中部総合事務所 所長							
(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの		— 西部総合事務所 所長							
(十一) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予					(八) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予				
(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの		東部総合事務所 所長			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの				東部総合事務所 所長

の (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの <u>(十二) 同条例第14条第21項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	の (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの <u>(九) 同条例第14条第21項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長
<u>(十三) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	東沼総合事務所 所長	東沼総合事務所 所長	<u>(十) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	東沼総合事務所 所長	中部総合事務所 所長
<u>(十四) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	東沼総合事務所 所長	東沼総合事務所 所長	<u>(十一) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	東沼総合事務所 所長	中部総合事務所 所長
<u>(十五) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	東沼総合事務所 所長	東沼総合事務所 所長	<u>(十二) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認</u> (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの	東沼総合事務所 所長	中部総合事務所 所長
<u>(十六) 同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査</u> (1) 東沼総合	東沼総合事務所 所長	東沼総合事務所 所長	<u>(十三) 同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査</u> (1) 東沼総合	東沼総合事務所 所長	東沼総合事務所 所長

事務所の所管 区域に係るもの	所長	事務所の所管 区域に係るもの	所長
(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長	(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長
(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長	(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長
(十七) 同条例第 24条第1項の規 定による特別県 営住宅の明渡し の請求		(十四) 同条例第 24条第1項の規 定による特別県 営住宅の明渡し の請求	
(十八) 同条例第 24条の13第2項 の規定による駐 車車両の移動時 の命令		(十五) 同条例第 24条の13第2項 の規定による駐 車車両の移動時 の命令	
(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長	(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長
(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長	(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長
(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長	(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長
(十九) 同条例第 24条の15第2項 の規定による特 別県営住宅駐車 場の使用者の決 定		(十六) 同条例第 24条の15第2項 の規定による特 別県営住宅駐車 場の使用者の決 定	
(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長	(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長
(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長	(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長
(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長	(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長
(二十) 同条例第 24条の16第1項 の規定による駐 車場使用料の徴 収		(十七) 同条例第 24条の16第3項 の規定による特 別県営住宅駐車 場の使用料の徴 収の免除	
(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	— 東沼総合事務 所長	(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長
(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	— 中部総合事務 所長	(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長
(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	— 西沼総合事務 所長	(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長
(二十一) 同条例 第24条の16第3 項の規定による 特別県営住宅駐 車場の使用料の 徴収の免除		(十七) 同条例第 24条の16第3項 の規定による特 別県営住宅駐車 場の使用料の徴 収の免除	
(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長	(1) 東沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	東沼総合事務 所長
(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長	(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの	中部総合事務 所長
(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長	(3) 西沼総合 事務所の所管 区域に係るもの	西沼総合事務 所長

<p>法(平成17年法律第22号)に基づく住宅金融支援機構からの受託業務</p>	<p>らの受託業務 (一) 同法第13条第1項第5号に規定する資金の貸付に係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) 同法第13条第1項第6号に規定する資金の貸付に係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>		<p>第156号) 受託業務 に基づく住宅金融公庫からの受託業務</p>	<p>(一) 同法第17条第1項第1号に規定する住宅の建設のための資金の貸付に係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) 同法第17条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付に係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (三) 同法第17条第10項に規定する産業労働者資金融資法(昭和28年法律第33号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付に係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (四) 同法第17条第11項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付に係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長</p>	
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

